

宇治市監査委員公表第 10 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があるので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

平成 28 年 11 月 22 日

宇治市監査委員
小山茂樹
森真二
堀明人

- 1 当該通知があった日
平成 28 年 11 月 2 日
- 2 監査の結果を公表した日
平成 28 年 9 月 16 日（宇治市監査委員公表第 8 号）
- 3 当該通知に係る事項
次のとおり

監査対象 市民環境部 文化自治振興課
監査期間 平成28年 6月 3日 ~ 7月20日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	文化センター使用料収入状況について 使用料徴収事務が私人に委託されているところ、当該契約の履行に関する監督検査に不備が見受けられた。加えて、施設の使用変更許可に伴う使用料変更手続にも不備が見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。	受託者より提出のあった「使用料収入状況報告書」等を、当課において精査し、また、変更申請書の不備については、受託者に徹底を指導するとともに、当課における点検により監督に努めることとしました。
2	委託料支出状況について 支出負担行為の遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。	支出負担行為を適切な時期に行うよう、職員の指導を図りました。 契約システムを利用していない委託契約において、委託契約締結と同時に支出負担行為を行うべきところで、委託契約の締結だけを行いました。 係会議にて、事例報告を行い、今後、契約締結と支出負担行為は、同時に決裁を受けることとしました。